

第4節 再審査・行政訴訟事件一覧表

1 再審査概要

平成25年中に新規申立はなかった。係属事件は2件であった。

2 行政訴訟事件概要

(1) 係属事件

平成25年中に新規提起はなかった。係属事件は2件で、内1件については和解が成立し、取り下げられた。

(2) 緊急命令

平成25年中にはなかった。

3 確定命令不履行通知

平成25年中にはなかった。

4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最高裁
平成18年(不)第1号事件 業種：鉄道業	18.9.4申立	21.7.7 労・申立 21(不再) 22号	23.9.9 労・提起 東京地裁 23(行ウ)530号		
	21.6.30 命令 【棄却】	23.6.7 命令 【棄却】			
平成21年(不)第5号事件 業種：製造業	21.12.10 申立	23.4.4 使・申立 23(不再) 19号 23.4.13 労・申立 23(不再) 24号	24.12.27 使・提起 東京地裁 24(行ウ)869号		
	23.3.29 命令 【一部救済】	24.11.30 【いずれも棄却】	25.9.10 取下げ【和解 認定】		
平成22年(不)第3号事件 業種：鉄道業	22.5.20 申立	24.4.12 労・申立 24(不再) 23号			
	24.3.29 命令 【棄却】				
平成23年(不)第5号事件 業種：道路貨物運送 業	23.8.29 申立	24.11.29 使・申立 24(不再) 62号			
	24.11.29 命令 【一部救済】				

第5節 労働組合の資格審査

平成25年中に申請のあった労働組合の資格審査16件で、前年から繰り越された案件はなかった。

これらのうち、労働組合法第2条及び第5条の要件を充足し、適法な組合と決定されたものは4件であり、不当労働行為救済申立の取下げに伴い審査を打ち切ったものは6件である。

なお、最近5年間における申請件数は、次のとおりである。

申請理由別 \ 年	21	22	23	24	25
不当労働行為救済申立て	5	4	7	1	11
法人登記	2	—	—	—	3
労働者供給事業	—	—	1	—	2
労働者委員推薦	—	11	—	10	—
合計	7	15	8	11	16

第6節 無料労働相談会

1 概要

近年の社会経済情勢の急激な変化は、本県の企業経営や雇用形態にも大きな影響を及ぼし、労使関係においても、従来みられなかった類型の紛争が生じている。すなわち、労働組合及び使用者双方とも互いの「付き合い方」に不慣れで、また労働法の知識も十分でないため、いたずらに紛争が激化ないし長期化するようなケースである。

当委員会は、労働組合及び使用者を対象に、良好な労使関係の構築に必要な知識を普及し、このような労使紛争の予防及び解決に寄与するため、委員による相談会を実施した。

2 実施状況

	1	2
日 時	平成25年2月16日(土) 午後1時～5時	平成25年10月19日(土) 午後1時～5時
場 所	船橋フェイスビル5階会議室	ミレニアムセンター佐倉3階会議室
相談員	(労)本原委員、鈴木委員 (使)花澤委員、金田委員	(労)鈴木委員、横田委員 (使)中台委員、熱田委員
相談者	4組 (労働者側 4組)	3組 (労働者側 3組)
主 な 相 談 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度に伴う配転及び降格予定について ・整理解雇に係る使用者との交渉について ・雇止めの撤回について ・パワーハラスメントについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件の改善について ・契約形態の変更(請負契約から業務委託契約)について ・退職強要について